

15 雇用の促進

(1)障害者雇用納付金制度に基づく障害者雇用調整金等

障害者雇用に伴う事業主間の経済的負担の調整を図るとともに、障害者を雇用する事業主に対して助成、援助を行うことにより、障害者の雇用の促進と職業の安定を図ることを目的としています。

No	種類	内 容
1	障害者雇用調整金	常時雇用している労働者数が100人を超える事業主（以下、「納付金申告義務事業主」という。）で障害者雇用率（2.5%）を超えて障害者を雇用している場合は、その超えて雇用している障害者数に応じて1人につき月額29,000円（対象障害者数の年間総計が120人を超える場合、当該超過人数分への支給額は1人当たり月額23,000円）の障害者雇用調整金が支給されます。
2	報奨金	常時雇用している労働者数が100人以下の事業主で、各月の雇用障害者数の年間合計数が一定数（各月の常時雇用している労働者数の4%の年間合計数又は72人のいずれか多い数）を超えて障害者を雇用している場合は、その一定数を超えて雇用している障害者の人数に21,000円（対象障害者数の年間総計が420人を超える場合、当該超過人数分への支給額は1人当たり月額16,000円）を乗じて得た額の報奨金が支給されます。
3	在宅就業障害者特例調整金	納付金申告義務事業主であって、前年度に在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に対し仕事を発注し、業務の対価を支払った場合は、「調整額（21,000円）」に「事業主が当該年度に支払った在宅就業障害者への支払い総額を評価額（35万円）で除して得た数」を乗じて得た額の在宅就業障害者特例調整金が支給されます。 なお、法定雇用率未達成企業については、在宅就業障害者特例調整金の額に応じて、障害者雇用納付金が減額されます。
4	在宅就業障害者特例報奨金	報奨金申請が可能な事業主であって、前年度に在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に対し仕事を発注し、業務の対価を支払った場合は、「報奨額（17,000円）」に「事業主が当該年度に支払った在宅就業障害者への支払い総額を評価額（35万円）で除して得た数」を乗じて得た額の在宅就業障害者特例報奨金が支給されます。
5	特例給付金	令和6年3月31日まで雇い入れられた、特定短時間労働者である重度以外の身体障害者または重度以外の知的障害者を雇用しており、あわせて常用雇用労働者である障害者を雇用している100人以下事業主または100人超事業主が申請できます。特定短時間労働者である障害者の年間合計数に1人あたり5,000円（100人以下事業主）または7,000円（100人超事業主）を乗じて得た額が支給されます。ただし、常用雇用障害者の年間合計数が支給上限となります。

□問合せ先（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構
栃木支部高齢・障害者業務課 TEL.028-650-6226

(2)障害者雇用納付金制度に基づく助成金等

障害者の雇用にあたり、作業設備や施設の改善、特別な雇用管理に要する事業主の経済的負担を軽減することにより、障害者の雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的としています。

No	名 称	内 容
1	障害者作業施設設置等助成金	障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主で、その障害者が障害を克服し作業を容易に行えるよう配慮された施設または改造等がなされた設備の設置または整備を行う（賃借による設置を含む）場合に、その費用の一部を助成するものです。
2	障害者福祉施設設置等助成金	障害者を継続して雇用している事業主または当該事業主の加入している事業主団体が、障害者である労働者の福祉の増進を図るため、保健施設、給食施設等の福祉施設の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

No	名 称	内 容
3	障害者介助等助成金	就職が特に困難と認められる障害者を雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合に、その費用の一部を助成するものです。
4	重度障害者等通勤対策助成金	重度身体障害者、知的障害者、精神障害者または通勤が特に困難と認められる身体障害者を雇い入れるか継続して雇用している事業主、またはこれらの重度障害者等を雇用している事業主が加入している事業主団体が、これらの障害者の通勤を容易にするための措置を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。
5	重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	重度身体障害者、知的障害者または精神障害者を多数継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができると認められる事業主で、これらの障害者のために事業施設等の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。
6	障害者雇用相談援助助成金	障害者雇用相談援助事業を実施する能力を有するものとして都道府県労働局の認定を受けた事業者が、該当事業を利用する事業主に対して、障害者雇用相談援助事業を行った場合に支給するものです。
7	職場適応援助者助成金	「企業在籍型職場適応援助者による支援」と「訪問型職場適応援助者による支援」があり、前者は職場適応援助者による支援体制の社内整備を進める事業主が、自社で雇用する障害者に対して、企業在籍型職場適応援助者を配置して、職場適応援助を行わせる場合に助成するもので、後者は企業に雇用される障害者に対して、訪問型職場適応援助者による支援を提供する法人に助成するものです。
8	障害者能力開発助成金	障害者の能力開発訓練の事業を行うための施設または設備の設置や整備等を行う場合や、その事業を運営する場合に、その費用の一部を助成するものです。
9	障害者職場実習等支援事業	障害者を雇用したことのない事業主または、これまで雇用したことがない障害種別等の障害者を雇用しようとする事業主等が、ハローワーク等と協力して、雇入れを前提として一定期間の職場実習を計画し、実習生を受け入れた場合または、障害者雇用に係る知見を有する事業主が、障害者雇用の経験やノウハウが不足している事業主に対し、職場見学等を実施した場合に、実習生および職場見学等の受け入れを行った事業主に対して、障害者職場実習等受入謝金等を支給するものです。

□問合せ先 (独)高齡・障害・求職者雇用支援機構
 栃木支部高齡・障害者業務課 TEL. 028-650-6226

16 特別支援教育

(1)教育相談窓口

①相談窓口

障害のある子どもの発達や養育・教育に関する相談・援助を行っています。

No	名称	所在地	TEL	FAX
1	栃木県総合教育センター	320-0002 宇都宮市瓦谷町1070	028-665-7210	028-665-7212
2	宇都宮市教育センター(※)	320-0816 宇都宮市天神1-1-24	028-639-4380	028-639-4390
3	精神保健福祉センター	329-1104 宇都宮市下岡本町2145-13	028-673-8785	028-673-6530
4	特別支援学校	※ 下記の早期教育相談室を参照してください		
5	栃木県連合教育会相談部	320-0066 宇都宮市駒生1-1-6	028-621-7274	028-627-5682

(※)の相談窓口は、宇都宮市在住の方がご利用いただけます。

②早期教育相談室

障害のある乳幼児とその保護者を対象に、子どもの発達段階に応じた指導や育て方について、相談を行っています。

No	実施機関（学校名のみ）	所在地	TEL	FAX
1	県立盲学校	321-0342 宇都宮市福岡町1297	028-652-2331	028-652-4602
2	県立聾学校	320-0072 宇都宮市若草2-3-48	028-622-3910	028-624-6887
3	県立のざわ特別支援学校	321-0973 宇都宮市岩曽町1177-2	028-689-2681	028-683-6977
4	県立わかくさ特別支援学校	320-8503 宇都宮市駒生町3337-1	028-622-3650	028-643-3173
5	県立富屋特別支援学校	321-2116 宇都宮市徳次郎町39-1	028-665-2281	028-665-6681
6	県立富屋特別支援学校 鹿沼分校	322-0074 鹿沼市日吉町521-6	0289-63-5111	0289-63-0363
7	県立岡本特別支援学校	329-1104 宇都宮市下岡本町2160	028-673-3456	028-673-7150
8	県立今市特別支援学校	321-1264 日光市瀬尾1640-22	0288-22-6417	0288-22-7312
9	県立国分寺特別支援学校	329-0412 下野市柴6-2	0285-44-5121	0285-44-6698
10	県立栃木特別支援学校	328-0067 栃木市皆川城内町1053	0282-24-7575	0282-25-1703
11	県立足利特別支援学校	326-0011 足利市大沼田町619-1	0284-91-1110	0284-91-3660
12	県立足利中央特別支援学校	326-0005 足利市大月町871-3	0284-41-1185	0284-42-7553
13	県立益子特別支援学校	321-4106 益子町七井3650	0285-72-4915	0285-72-7895
14	県立那須特別支援学校	329-2712 那須塩原市下永田8-7	0287-36-4570	0287-37-5488
15	県立南那須特別支援学校	321-0532 那須烏山市藤田1181-152	0287-88-7571	0287-88-9867
16	宇都宮大学共同教育学部 附属特別支援学校	320-0061 宇都宮市宝木町1-2592	028-643-1481	028-627-4561

(2)特別支援学校

①特別支援学校（視覚障害）

県立盲学校には幼稚部、小学部、中学部、高等部（普通科・保健理療科）、高等部専攻科（保健理療科・理療科）があり、視覚障害のある幼児児童生徒が在学しています。それぞれの視力に応じて、点字や一人ひとりに適した大きさの文字によって学習しています。保健理療科や理療科では、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師を目指す生徒が学んでいます。

□県立盲学校 321-0342 宇都宮市福岡町1297 TEL.028-652-2331 FAX.028-652-4602

②特別支援学校（聴覚障害）

県立聾学校には幼稚部、小学部、中学部、高等部（普通科・生活技術科・情報機械科）があり、聴覚障害のある幼児児童生徒が在学しています。それぞれの聴力に応じて、口話や口話・手話・指文字を併用する同時法など、一人ひとりに適したコミュニケーション手段を使って学習しています。

□県立聾学校 320-0072 宇都宮市若草2-3-48 TEL.028-622-3910 FAX.028-624-6887

③特別支援学校（知的障害）

知的障害のある児童生徒を対象とした特別支援学校で、卒業後の自立と社会参加を目指し、各教科等の内容を実生活と結び付けながら、具体的な活動を通して学習しています。小学部、中学部、高等部があるとともに、障害の状態により通学が困難な場合には、教師が家庭等に訪問して指導にあたっています。

県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園は、軽度の知的障害の生徒を対象とした高等部のみの特別支援学校で、職業科（流通・環境コース、食品・福祉コース）を有しています。

No	名 称	所在地	TEL	FAX
1	県立富屋特別支援学校 通学圏：宇都宮市	321-2116 宇都宮市徳次郎町39-1	028-665-2281	028-665-6681
2	県立富屋特別支援学校鹿沼分校 通学圏：鹿沼市のうち旧鹿沼市	322-0074 鹿沼市日吉町521-6	0289-63-5111	0289-63-0363
3	県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園 通学圏：県内全域	320-8506 宇都宮市京町9-32	028-639-2080	028-639-2083
4	県立今市特別支援学校 通学圏：日光市、塩谷町、鹿沼市（※）	321-1264 日光市瀬尾1640-22	0288-22-6417	0288-22-7312
5	県立国分寺特別支援学校 通学圏：小山市、下野市、上三川町、 野木町	329-0412 下野市柴6-2	0285-44-5121	0285-44-6698
6	県立栃木特別支援学校 通学圏：栃木市、鹿沼市（※）、壬生町	328-0067 栃木市皆川城内町1053	0282-24-7575	0282-25-1703
7	県立足利中央特別支援学校 通学圏：足利市、佐野市	326-0005 足利市大月町871-3	0284-41-1185	0284-42-7553
8	県立益子特別支援学校 通学圏：真岡市、益子町、茂木町、 市貝町、芳賀町	321-4106 益子町七井3650	0285-72-4915	0285-72-7895
9	県立那須特別支援学校 通学圏：大田原市、矢板市、 那須塩原市、那須町	329-2712 那須塩原市下永田8-7	0287-36-4570	0287-37-5488
10	県立南那須特別支援学校 通学圏：さくら市、那須烏山市、 高根沢町、那珂川町	321-0532 那須烏山市藤田 1181-152	0287-88-7571	0287-88-9867
11	宇都宮大学共同教育学部附属特別支援 学校	320-0061 宇都宮市宝木町1-2592	028-621-3871	028-627-4561

※ 通学圏の詳細については、各学校にお問い合わせください。

④特別支援学校（肢体不自由）

肢体不自由のある児童生徒を対象にした特別支援学校で、小学部、中学部、高等部があり、自分の力で学校生活を送れるよう、施設や設備に工夫と配慮がなされています。また、わかき特別支援学校は栃木県立リハビリテーションセンターに隣接しており、入院治療等を受けながら学校生活を送ることができます。

No	名 称	所在地	TEL	FAX
1	県立のざわ特別支援学校	321-0973 宇都宮市岩曾町1177-2	028-689-2655	028-683-6977
2	県立わかき特別支援学校 (小学部・中学部のみ設置)	320-8503 宇都宮市駒生町3337-1	028-622-3650	028-643-3173
3	県立栃木特別支援学校 通学圏：栃木市、鹿沼市(※)、壬生町、 小山市、下野市、野木町	328-0067 栃木市皆川城内町1053	0282-24-7575	0282-25-1703

※ 通学圏の詳細については、学校にお問い合わせください。

⑤特別支援学校(病弱)

慢性疾患や身体虚弱などの児童生徒を対象とした特別支援学校で、小学部、中学部、高等部があり、いずれも病院に隣接し、医療的ケアや入院治療等を受けながら学校生活を送ることができます。

No	名 称	所在地	TEL FAX	備考
1	県立岡本特別支援学校	329-1104 宇都宮市下岡本町2160	028-673-3456 028-673-7150	自治医科大学附属病院内に 分教室設置
2	県立栃木特別支援学校	328-0067 栃木市皆川城内町1053	0282-24-7575 0282-25-1703	獨協医科大学病院内に分教 室設置
3	県立足利特別支援学校	326-0011 足利市大沼田町619-1	0284-91-1110 0284-91-3660	あしかがの森足利病院に隣 接

(3)特別支援学級

小・中学校等に設置されている特別支援学級では、障害の程度が比較的軽いお子さんを対象に、障害に応じた指導を行っています。

No	障害の種別	名 称	No	障害の種別	名 称
1	知的障害	知的障害 特別支援学級	4	視覚障害	弱視 特別支援学級
2	肢体不自由	肢体不自由 特別支援学級	5	聴覚障害	難聴 特別支援学級
3	病弱・身体虚弱	病弱・身体虚弱 特別支援学級	6	自閉症・情緒障害	自閉症・情緒障害 特別支援学級

□問合せ先 各市町教育委員会

(4) 通級による指導

小・中・高等学校等の通常の学級に在籍している障害のあるお子さんを対象とし、大部分の授業を教室で受けながら、一部、障害による学習上は生活上の困難を改善し、又は克服するための指導を特別支援学校の教員が担当します。通級指導教室で行っています。

□問合せ先 小・中学校等…各市町教育委員会
県立高等学校…県教育委員会(特別支援教育課)